

高齢者は狙われやすい？

こんな手口にご用心

消費生活お知らせ版

振り込め詐欺・悪質商法の現状



こちらの QR コードを読み込めば携帯、スマートフォンからも「消費生活お知らせ版」がご覧いただけます。

架空請求

事例1 スマホに「アプリの利用料約30万円が未払い」とSMS（ショートメール）が届いた。法的手続きを取るとあるので連絡をすると「支払えば後日清算して返金するので、コンビニでプリペイドカードを30万円分購入し、カード番号を連絡するように言われたが心当たりが無い。

料金が未納です……
……法的手続きに移ります。



→心当たりのない不審なメールやSMS、はがきが届いても、反応しないでください。支払いはせず無視しましょう。
→メールアドレスや電話番号などの個人情報知られてしまうので、決して連絡しないようにしましょう。
→実在する事業者名や弁護士名で請求が来た場合は、当該ホームページなどに、名称等を不正に利用した架空請求についての注意喚起がないか確認してください。

トイレ修理で 思わぬ高額請求



事例2 トイレが詰まり、マグネット広告で見つけた業者に電話して来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。結局新しい便器に交換することになり、「修理代20万円」と言われたが仕方なく承諾し支払ったが高額だと思う。

→修理代は業者によって様々です。
→複数社から見積をとり、作業内容や料金の確認、また出張や見積の料金の有無も確認しましょう。
→作業前に作業内容や料金を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。
→急をよするトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。

訪問購入に気を付けて



事例3 突然、電話がかかって来て「なんでも買取しますよ。何か不要なものありませんか」「そうねえ〜。引き出物や古着なら」「なんでも大丈夫ですよ。後で伺います」終活しているので来訪を承諾した。すぐに訪問があり、引き出物や古着を見てもらったが「他に指輪とか貴金属はないですか」と何度も聞かれ、仕方なく指輪やネックレスも買い取ってもらったが、やっぱり返してほしい。

→一人で対応しない
*買取依頼をするときは一人で対応せず家族や友人に同席してもらいましょう。
→クーリング・オフ制度を使う
*訪問購入の場合はクーリング・オフ制度が利用できます。8日間は取り戻しができます。諦めないで！
→迷ったら渡さない。
*悩んで契約しても8日間は渡さず、手元に置いておきましょう。

サポート詐欺



事例4 パソコンでインターネットを使用していたら、突然画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示されている電話番号に連絡すると「ウイルスに感染している。1年間のサポート契約が必要」と片言の日本語で言われ、8万円分のプリペイドカードをコンビニで購入しカード番号を連絡した。遠隔操作で何か作業されたが不審な気がしたので解約したいと連絡したが返信がない。(60歳代、男性)

→警告画面が表示されてもあわてて事業者に連絡したり、サポート等の契約をしないようにしましょう。
→対処方法については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にし、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談しましょう。

ネット通販のトラブル 「解約保証」のはずが……



4ヵ月以上の定期購入が条件です。途中解約の場合、通常価格をお支払い……

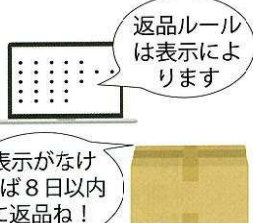


事例5 インターネット通販で「初回300円、0日間解約保証」と表示されたダイエットサプリを注文した。効果がないので、保証期間内に解約を申し出たが「4ヶ月以上の定期購入が条件」と言われた。定期購入とは知らなかったが、「解約保証期間のはず」と伝えると「その場合は通常価格9千円の支払いが必要」と言い、ネット上の規約に記載されていると言われた。しかしそのような規約は文字も小さく探さないと分かり難い箇所があった。

→近年このようなトラブルが増えています。
→「初回のみ300円」「お試し価格500円」などの格安商品の場合「定期購入」などの条件がないか、支払の総額等、契約内容をよく確認しましょう。
→「解約・返品」条件をしっかりと確認しましょう。
→「解約保証」とあっても、実際には通常価格の請求や厳しい条件があり解約困難なこともあります。

■通信販売はクーリング・オフできません！

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品に関する表示を必ず確認しましょう。返品特約の表示がない業者は、そもそも利用しないほうが安全です。万が一、表示がない業者を利用してしまい、返品したい場合は、商品到着後8日以内であれば返品できます（送料は購入者負担）。



返品ルールは表示によります

表示がなければ8日以内に返品ね！

利殖商法

事例6 信頼できる友人に投資をすすめられ、「元本保証で必ずもうかる」と言われ投資した。しばらくは配当があったが、その後途絶え、業者とも連絡が取れなくなった……

▶利殖商法のトラブルの特徴

老後の資金へ不安などにつけこみ、リスクの大きい投資や実態のない債権などをすすめます。都合のよい話だけをして、欠点を説明しない悪質業者が多くいます。

こんな相談事例 もあります！

「後で買い取るから」

「後で高値で買い取る」と言われ、案内された株を購入したが、買い取ってくれるはずの業者と連絡が途絶えた。

「話題の新エネルギー」

何度もニュースで報道された新しいエネルギー関連の話をして信用してしまいましたが、結局お金を持ち逃げされてしまった。

「今までの損を取り戻す」

投資で失敗したことがある。「被害額を取り戻してあげる」と言われて手数料を預けたが、その後連絡がない。

こんな対策を しましょう！

必ずもうかる話はない

出資の話で「絶対もうかる」「元本保証」などと言うのは違法です。「うまい話には裏がある」と警戒しましょう。



安易に手を出さない

悪質業者は話題のニュースなどを利用して、お金を引き出す手口を考えます。十分な知識や情報もなく安易に手を出すのは禁物です。

契約について知っておこう

すべての取り引きは契約といえます



契約というと、契約書を交わして印かんを押す場面を想像するかもしれませんが、実は毎日の生活の中で、たくさんの契約が成立しています。

例えば買い物をしたり、乗り物に乗ることも契約の一種。契約が成立すれば、契約書を交わしていなくても、権利と義務が発生します。

契約とは

法律上の権利と義務が発生する

契約の成立時点



約束

お互いの合意で成立

※契約は口約束でも成立する
契約書はしっかり読みましょう

一度契約が成立すると、どちらか一方の都合で契約をやめることはできない。

覚えておきたいクーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘など、思いもよらず不意打ち的にやって来て、冷静な判断ができないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。販売業者に書面で通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。



■クーリング・オフが可能な期間と取引の種類

8日

- 訪問販売 (キャッチセールス含む)
- 電話勧誘販売 ● エステ・美容医療 (※)
- 家庭教師 ● 学習塾
- パソコン教室 ● 結婚相手紹介サービス
- 訪問購入 (押し買い) など

20日

- 連鎖販売取引 (マルチ商法)
- 内職商法
- モニター商法など



※ 脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

■クーリング・オフが不可のもの

- × 店舗・営業所での契約 × 通信販売 × 使用してしまった消耗品 × 自動車
- × 訪問販売・電話勧誘販売で3,000円未満の現金取引の場合など

不本意な契約は泣き寝入りしない!

クーリング・オフの利用方法

書き方の例

クーリング・オフとは、特定商取引法で定める連鎖販売取引に該当する場合は、消費者が契約書面を受け取った日を含めて**20日以内**であれば、一方的に**無条件で契約を解除することができる**制度です。

- ① ハガキに契約解除の旨を記載し、両面をコピーして控えを残します。
 - ② 送ったことが証明できるように郵便局窓口から「特定記録郵便」または「簡易書留」で出します。
 - ③ 支払ったお金は全額返済されます。商品の引取料は業者負担となります。
- ※ インターネット通販はクーリング・オフはできません。

郵便はがき

〇〇〇〇〇〇

〇〇販売株式会社 御中

〇〇県〇〇市〇〇番地

契約解除の通知書

契約年月日 〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇販売株式会社

担当者名 〇〇〇〇

上記契約を解除します。
すみやかに支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品をお取りください。

〇〇年〇月〇日 (契約者住所)
(契約者氏名)

消費者トラブル防止の回避4か条

- ① 予定にない訪問者は家にあげない!
- ② 知らない人からの電話は相手にしない!
- ③ 儲け話やうまい話は信用しない!
- ④ 理解できないときは契約しない!

断り方のコツ

あいまいな返答でなく、ハッキリと断ることが大事!
「必要ありません」「お断りします」「帰って下さい」など契約しない意思をハッキリ示し、断りましょう!

インターネットのトラブル回避5か条

- ① 知らない差出人からのメールは開かずに削除する
- ② 怪しいサイトに近づいたり、むやみに広告や URL をクリックしたりしないようにする
- ③ 見覚えのない請求には応じない。おどし文句があっても、それは詐欺の手口なので無視する
- ④ インターネット通販を利用するときは、販売事業者の所在地や連絡先、返品特約についてしっかり確認する
- ⑤ 携帯電話やインターネットの契約は、契約の内容や解約条件、割引の適用期間や毎月請求される金額を確認する

高齢者が狙われる理由は次の6つです!

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 健康への不安 | 5 だまされたことに気づかない |
| 2 経済的な不安 | 6 被害に遭ったことをかくす |
| 3 孤独な暮らしの不安 | |
| 4 相談できる人がいない | |

困ったときは迷わず相談しましょう!

「クーリング・オフしたいけどどうしたらいいの」「買ったものが壊れていたのに返品できないって言われて困っている」「タップしたら請求画面が出ただけどうしよう」など、消費生活で困ったことや心配なことがあったら、消費者ホットラインに電話しましょう。(最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります。)

消費者ホットライン

☎188 (イヤヤ!)

困ったとき、不安なときはすぐに連絡してください

一人で悩んだり、あきらめずに、消費者ホットラインにお電話ください。お住いの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。受付時間は相談窓口によって異なります。

法的なトラブルや多重債務の相談

架空請求や詐欺

法テラス

☎0570-078-374

警察総合相談

☎#9110

受付 平日9時~21時
土曜9時~17時

ダイヤル回線、IP 電話では使えません。土日、祝日及び夜間は「当直に接続」または、「留守番案内」のいずれかになります。

NPO法人 消費者市民ネットおきなわ
沖縄県那覇市字安里45番地 久米国鼎会館4階
電話/FAX 098-988-8744 Email: oki-net@ossnet.jp